

## 第1回愛西市情報公開審査会会議録

会議の名称	平成30年度第1回愛西市情報公開審査会
開催年月日	平成30年6月7日(木曜日)
開始・終了時刻	午後2時00分から午後2時30分
開催場所	愛西市役所 北館2階 会議室2-1
議長氏名	杵田勝彦
出席委員氏名	杵田勝彦 佐藤徳潤 飯田十志博 弓削 恵 渡邊明子
欠席委員氏名	なし
説明者の職氏名	柴田課長補佐 鈴木主事
事務局職員職氏名	伊藤総務部長 鷲尾総務課長 柴田課長補佐 鈴木主事 牛田主事
会議次第	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 会議録署名者の指名について 3 報告事項 (1) 平成29年度下半期 公文書公開請求件数等について 4 その他
配布資料	資料 1 平成29年度情報公開請求一覧
公開／非公開 傍聴人数	公開 なし

=開会=

## 次第 1 会長あいさつ

杵田会長 あいさつ

委員の皆様にはお忙しいところ参集いただき感謝申し上げます。昨日梅雨入り発表があったが、今年は春先から寒暖の差が激しく、委員の皆様においては、体調に十分留意して審査会に参加頂きたい。

## 次第 2 議事

### (1) 「会議録署名者の指名について」

飯田委員が会長より指名される。

## 次第 3 報告事項

### (1) 「平成29年度下半期 公文書公開請求件数等について」

事務局から資料1を基に請求件数、決定内訳及び請求内容等を説明。

会長 今回不存在による非公開が多く見られる。文書として特定されているかの問題もあるが、どういった方法で不存在の決定が出されているのか。

事務局 請求が出た時点で、請求された公文書の特定を担当課と請求者で確認をとってもらっている。どういった文書の公開請求が出されているか特定をしたうえで、不存在の決定がなされている。

会長 きちんとしたやりとりがなされていれば問題ないが、4ページの番号42については、不存在というのはいえぬのではないか。

事務局 番号42については、極めて特定された内容についての指示文書の請求になるので、そういった内容の文書については、存在していないということである。

会長 資料をみるだけでは、どういった経緯で不存在という決定になったのか非常に分かりづらい。別紙なり、説明なり、何らかの方法で分かるように次回は準備してほしい。

事務局 はい。

会長 3ページの番号34、番号35-1及び番号35-2について、同じ請求内容で違う決定が出されているのは何故か。

事務局 番号34、番号35-1及び番号35-2は、同じ請求内容ではあるが、担当部署が違うため、異なった決定が出ている。赤十字は社会福祉課の担当であるが、赤十字奉仕団として活動しているのは婦人会である。婦人会は生涯学習課が担当であるため、両課に請求を出している。

会長 番号34及び番号35-1の赤十字奉仕団の各町の人数については、両課で不存在の決定が出されているが、さらにほかの部署がその書類を持っているということはないのか。全ての請求に言えることだが、決定を出した部署で不存在であっても、他の部署に、実は存在しているという恐れはないのか。

事務局 請求が出された時点で、担当課を確認しているので、実はほかの部署が持っていたということはない。また、請求書類が複数の課にわたる場合は、関係課全てに確

認を行っている。

委員 奉仕団として活動するにあたって、保険に入っていたりすると思うが、団員が何名いるか分からなければ、活動に支障が生じるのではないか。

事務局 全体の人数は把握している。例えば、佐屋町で何人、稲葉町で何人、と言った各町の人数を把握する書類は存在しないということである。

会長 文書不存在の決定に関して、もう少し分かるようにしてもらいたい。

事務局 はい。

委員 一部公開というと、ほとんどの部分が公開されないような印象を受けるが、実際は9割公開されているようなものも、一部公開となっている。一部公開という言葉に違和感を覚えるが、どうか。

会長 公的な表現としては、一部公開というのは、使わざるをえない言葉である。ただ、非公開理由に、条文を記載するのではなく、何を非公開にしたのかを分かりやすく書いてもらえるとよい。

— 委員了承 —

#### 次第 4 その他

事務局からは特になし。